

富士市環境配慮契約基本方針

1. 目的

国は、製品やサービスを調達する際に、環境に配慮した事業者と契約を行うことで、供給を行う事業者に環境負荷の少ない製品やサービスの提供を促すことを目的に、平成 19 年 5 月に「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律」（以下「環境配慮契約法」という。）を施行しました。地方公共団体に対しては、環境配慮契約法の第 4 条において、環境に配慮した契約を推進する努力義務を課しています。

温室効果ガス排出量の削減に向けて、電力や自動車の購入、ESCO 事業等について、環境負荷の配慮等を適切かつ総合的に評価し、最善の環境性能を有する製品やサービスを供給する契約先を選定することが必要です。

上記を踏まえ、「富士市環境配慮契約基本方針」（以下「環境配慮契約基本方針」という。）を策定し、率先遂行することにより、環境負荷の低減と循環型社会の構築に資することを目的とします。

2. 対象とする組織

市のすべての組織を対象とします。

なお、外郭団体については、推進を要請します。

3. 環境配慮契約推進の基本的考え方

（1）環境負荷の低い契約の選択

対象の契約を締結する際には、価格以外の多様な要素も考慮することで、環境に配慮した契約に努めます。

（2）公正な競争の確保

調達にあたっての要求性能等を定める際には、行政目的等も踏まえて必要十分かつ明確なものとし、契約に係る情報の公開に努めます。また、中小企業者が不当に不利にならないようにするなど、公正な競争の確保に留意します。

4. 対象とする契約の種類

環境配慮契約基本方針では、以下の契約を対象とします。

- （1）電気の供給を受ける契約
- （2）自動車の購入及び賃貸借に係る契約
- （3）省エネルギー改修事業（ESCO）に係る契約

5. 富士市環境配慮契約方針

入札や契約時に環境に配慮する具体的な方法については、富士市環境配慮契約方針（以下「契約方針」という。）において毎年度更新します。

6. 契約方針の公表と、実績の取りまとめ及び公表

毎年度の実績を取りまとめ、契約方針とともに毎年公表します。